

「代償分割」って何？

「代償分割」とは、相続財産が事実上分割が不可能な自宅併用店舗のような不動産の場合、家業を継ぐ相続人がすべて相続し、その代償として他の相続人に金銭を支払う方法です。さして広くない自宅の相続などでも、この方法がよく使われます。

下のイラストの例のように、相続財産が父子で営んでいた商店の土地建物だけしかないような場合、この土地建物を法定相続分通りに分割すると、商売を続けることが困難になってしまいます。そこで、その商売を引き継ぐ長男がすべてを取得し、その見返りとして長男が独自に持っている財産を他の相続人に渡すことで、相続分割をまとめるわけです。

ただし、代償分割を選択する場合は、あらかじめ他の相続人の同意を得、分割協議書にきちんと明記し、申告書にもそのことを記載しなければなりません。こうした手順を踏まないで長男が所有する財産を他の相続人に渡すと、通常の贈与の扱いになり、贈与税を課税されています。

もう一つ大事な点は、代償する財産は金銭で支払うということです。長男が所有する土地などを代償すると、別に譲渡税がかかりますので、実際に代償分割を行う場合は事前に税理士などの専門家に十分相談してください。

